

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景、計画の目的、位置付け、期間、対象とする環境の範囲など、計画の基本的な事項について示しています。



第1節 計画策定の背景

1 環境問題の変化

今日の環境問題は、高度経済成長期に顕在化した「産業型公害」から、都市化の発展や産業構造の変化に伴う水質汚濁や廃棄物問題をはじめとした「都市生活型公害」へ、また、資源エネルギーの大量消費による地球温暖化やオゾン層の破壊などの「地球規模の環境問題」へと大きく変化しています。



2 国や県の動向

このような都市生活型公害や地球環境問題の解決のため、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、平成6年には同法に基づく「環境基本計画」が策定されました。その後、平成12年に新しい計画が策定され、平成18年4月には「第3次環境基本計画－環境から拓く新たにゆたかさへの道－」が閣議決定されました。

静岡県においては、平成8年に「静岡県環境基本条例」が制定され、平成9年に「静岡県環境基本計画」が策定されました。その後、平成14年に新しい計画が策定され、平成18年4月には「静岡県環境基本計画－環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして－(改定版)」が策定されました。

年次	国	静岡県
平成5年	「環境基本法」制定	
平成6年	「環境基本計画」閣議決定	
平成8年		「静岡県環境基本条例」制定
平成9年		「静岡県環境基本計画」策定
平成12年	「環境基本計画－環境の世紀への道しるべ－」閣議決定	
平成14年		「静岡県環境基本計画－環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして－」策定
平成18年	「第3次環境基本計画－環境から拓く新たにゆたかさへの道－」閣議決定	「静岡県環境基本計画－環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして－(改定版)」策定

3 川根本町環境基本計画について

本町は、南アルプスの山々が織りなす四季折々の美しい景観、町の南北を流れる大井川、町の特産物である川根茶の香る茶畑を有し、「水と森の番人」として豊かな水や森林を守ってきました。

しかし近年、本町においても少子高齢化の問題や、農業・林業の担い手不足などの問題に直面しており、人と自然との関わりの中で守ってきた豊かな環境を守り続けることが難しくなってきました。また、私たちの毎日の暮らしや消費活動が便利になる一方で環境に大きな影響を与えており、地球温暖化など地球規模の環境問題にも結びついています。

このような状況のなか、今、私たち川根本町が地域として行うべきこと、個人として行うべきこと、抑制していくべきを考え、行動することが必要です。まず、地域の視点から、私たちの毎日の暮らし方や考え方を変えていくことが重要であると考えられます。

そこで、本町の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、川根本町環境基本計画を策定しました。本計画を核にして、町民、事業者、行政の三者が連携・協力して環境保全に向けた取り組みを実行していくことが求められています。

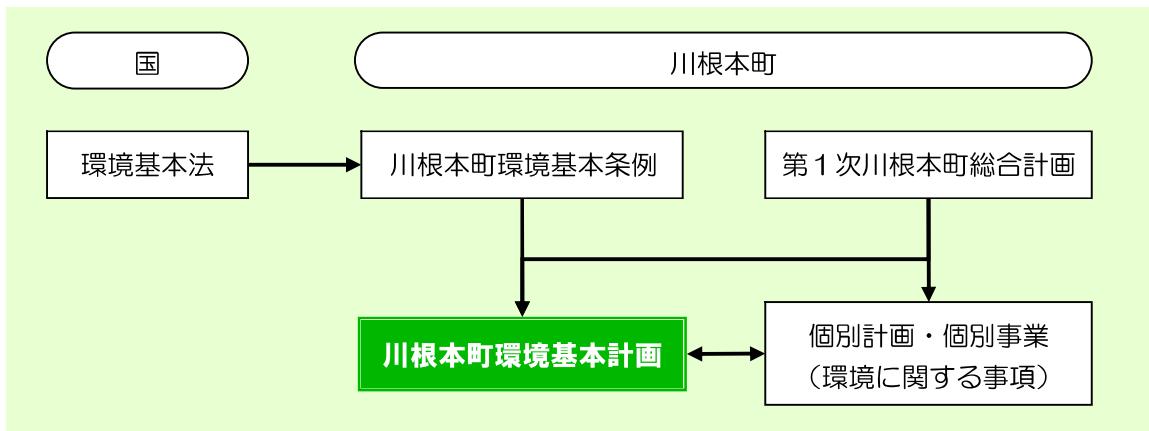
第2節 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、町民・事業者・町の取り組みを明らかにすることです。

2 計画の位置付け

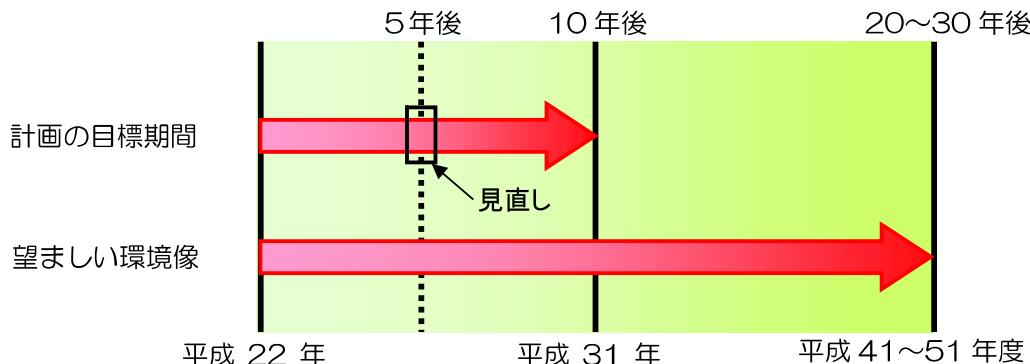
本計画は、平成19年に策定した「第1次川根本町総合計画」に示された基本理念や将来像を環境面から実現していくための計画と位置づけられます。また、その他の個別計画とは内容の調整を図ります。



3 計画の期間

本計画の目標期間は、平成 22（2010）年度からの 10 年間とし、計画の目標年次は平成 31（2019）年度とします。その中で、具体的な施策や取り組みについては、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえて、概ね 5 年後を目途に見直すものとします。

なお、環境問題への取り組みは長期的な視点に立つことが重要であるとの認識から、望ましい環境像を 20～30 年後に設定し、その環境像を見据えた取り組みの検討を図っていくものとします。



4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、川根本町全域とします。

5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境	森林、農地、河川・湧水、地形・地質、動植物 など
快適環境	自然とのふれあい、公園・緑地、景観、歴史・文化 など
生活環境	公害、有害化学物質、大気、悪臭、騒音・振動、水質など
資源エネルギー	廃棄物、不法投棄・環境美化、資源エネルギー、地球温暖化 など
環境教育・環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報 など